一般社団法人日本クイズ協会公認附与規程

（目的）
第１条　この規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人日本クイズ協会（以下「当法人」という。）の公認附与について定めるものである。

（定義）
第２条　公認とは、当法人が、定款の第４条に定める事業の遂行への協力・提携を希望する個人又は団体に対して、その活動の促進に活用してもらうべく、当法人に準ずることを示すために附与する肩書のことをいう。

（附与の申請と審査）
第３条　附与の申請は、申請時点で高校生を除く満１８歳以上の個人又は団体の代表者のみ可能とする。
２　団体で申請する場合、定款の第４条に定める事業の遂行への協力・提携に努める構成員の数が、団体の代表者を含めて３名以上とする。
３　公認の附与を希望する個人又は団体は、所定の書面にて申請を行う。
４　当法人は、前項により附与の申請を受理したとき、第７条の附与の取り消しに該当する行為等がないか、担当する理事が面接や独自の調査等で確認し、最終的な判断は当法人の理事会の議決を経て行う。
５　当法人は、公認の附与の申請に関する個人又は団体との意見交換、申請を受理してからの面接や調査、理事会での審議の内容について、当法人の公式サイト等を通じて公開することがある。

（附与期間）
第４条　公認附与期間は、申請があった年度の３月３１日までとし、公認された個人又は団体が、次年度も公認の附与を希望する場合は、それまでに再度、所定の書面にて申請を行う。
２　公認附与期間に、第７条の附与の取り消しに該当する行為等が認められた場合、事情聴取、理事会での議決を経て、年度内であっても公認の附与を取り消すことができる。
３　前項によって公認の附与を取り消された場合も、取り消し事由を解消した上、次年度の公認の附与を申請することができる。

（公認附与の条件）
第５条　公認を附与された個人及び団体の名簿に記載されているすべての構成員は、定款の第４条に定める事業の遂行への協力に努めなければならない。
２　公認を附与された個人及び団体の代表者は、定款の第４条に定める事業の遂行への協力・提携のために行う活動において、未成年者（特に、高校生以下の者）が、事故・犯罪に巻き込まれることのないように善良なる管理者の注意をもって指導・監督する義務を負うものとする。
３　公認を附与された個人及び団体の代表者は、会員規程に定める正会員（一般）として会員登録しなければならない。
４　その他、公認の附与に伴う条件の詳細は、当法人と結ぶ「公認附与契約書」に定める。

（公認附与の特典）
第６条　公認を附与された個人及び団体の名簿に記載されているすべての構成員が、当法人の正会員（一般）として会員登録するとき会費を一律１，０００円減額する。

（附与の取り消し）
第７条　当法人は、公認を附与された個人又は団体の構成員が、次に掲げる各号のいずれかに該当した場合、公認の附与を取り消すことがある。
（１）広く一般に公開する形で、クイズに関する個人、当法人を含む団体、事象等を誹謗中傷する又はその名誉や信用を毀損する等、不当に取り扱い、クイズの普及及び地位向上に悪影響を与えると認められるとき、並びに当法人の業務を妨害する等の不法行為が認められるとき
（２）法令、当法人が定める各種規程等に違反したとき
（３）個人又は団体の構成員が前項の（１）又は（２）に該当し、当法人から改善するように要請を受けても、改善が認められないとき
（４）第５条又は公認附与契約書の各規定に違反したとき
（５）当法人の定款の第４条に定める目的の遂行、達成の妨げとなっていることが客観的に判断できるとき

（本規程の改廃）
第８条 本規程は、当法人の理事会での決議を経て、改訂・廃止することができる。

（補 則）
第９条 本規程に定めるものの他、本規程に関する事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。
附則
１．本規程は、平成３０年６月２３日から施行する